

## 交野市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

#### (回答)

「交野市地域就労支援実施計画」に基づき、引き続き就職困難者等に対して就労相談及び就労に結びつく各種事業を実施するとともに、大阪府をはじめ近隣市と協力しながら雇用対策事業を展開します。  
(商工観光課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

#### (回答)

中小企業者に新連携につながる異業種交流を促進し、新分野への事業開拓を図ることにより、雇用創出につながる施策を国・大阪府・産業団体等と連携を図り推進します。  
(商工観光課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

#### (回答)

昨今パート・派遣労働者が増加し格差社会と言われるなか、正規雇用につながる施策を国や大阪府・関係機関と連携し、商工業団体の協力のもと積極的な雇用対策に取り組みます。

(商工観光課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

#### (回答)

若年者における正規雇用の就労意識を向上させるため、労働関係機関が開催する各種セミナーへの誘導・PRを行うとともに、若年者の就労相談者に対し、「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供・誘導を積極的に行います。  
(商工観光課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

本市として雇用・労働行政の推進に努めるとともに、引き続き商工観光課において労働行政を含む就労支援事業を積極的に展開します。(商工観光課)

## 2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

市内産業推進の担い手となる中小企業で働く労働者の福利厚生・能力向上をめざし、福利厚生相談事業や関係機関等が行う能力開発セミナー等の各種情報を提供することにより、労働者がより働きやすく普段の仕事のなかでも自己啓発ができるような環境を整備し、総じて中小企業の発展を支援できるよう経済界などと連携を図り、施策を推進します。(商工観光課)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

国・大阪府の諸施策と連携しながら市内産業活性化を行うこととし、国・府と事業者間の連絡調整や情報提供を進めます。また、市内の地域資源を有効活用することにより、観光も含めて市内産業全体の発展を促進するべく、各種支援を引き続き実施します。(商工観光課)

## 3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

将来にわたって持続可能なまちを築くため、安心安全の確保のために行財政資源を重点化し、永住魅力を高めるとともに、スリムで効率的な行財政基盤の構築を図ります。(企画財政室健全化担当)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

## (回答)

平成14年度末時点における一般会計と下水道・土地開発公社の帳簿価格を合わせた市の総負債額748億円を672億円（平成18年度末）まで76億円削減したところです。

平成22年度末の財政収支均衡と総負債額を595億円まで圧縮する計画のもと、財政健全化を推進します。  
(企画財政室健全化担当)

## 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

## (回答)

本市における救急医療については、一次救急として土曜・休日の診療を医師会に委託実施し、日曜・祝日昼間の診療を市立休日急病診療所で3師会の協力を得て実施しています。また、年末年始の急病診療を、交野病院においては内科・小児科・外科、星田南病院においては内科・小児科を、それぞれ医師会に委託実施しています。二次救急としては市内で1ヶ所の病院を確保し、平成18年度の関西医科大学付属枚方病院開設と同時に、より重篤な疾患に対応する三次救急病院の確保と指定にむけて高度救命救急医療推進協議会を設け、協定を締結し確保したところです。産科医療については、市内では1医院で分娩を実施しています。

北河内医療圏における初期救急体制としては、各市が設置している休日・夜間急病診療所及び北河内7市が共同運営している北河内夜間救急センターがありますが、同センターは、近年の少子化における小児医療の採算性などによる小児科医師の減少や核家族化による育児不安などから、小児救急を充実すべく診療体制を見直し、平成19年7月1日から診療科目を小児科のみとし診療時間を延長して対応しています。  
(健康増進課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

## (回答)

介護保険制度のサービスや適正な利用については、利用者への案内通知・各種パンフレット類・広報紙・出前講座・ホームページなど、様々な方法で広報に努めていきます。同時に、介護サービス事業者への指導や研修機会の充実を図り、介護給付の適正化施策にもより力を入れていきます。

また、大阪府の情報公表機関である大阪府事業者情報公表センターの利用者への周知・活用に努め、介護相談員の派遣対象施設の拡大や活動の充実に取り組んでいきます。(高齢介護課)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターについては、委託先機関である社会福祉協議会の特性を活かして地域の多種多様な福祉団体や幅広い関係者のネットワーク化を進め、地域福祉活動に関わる人材の育成講座の開催等の取り組みを支援します。

また、地域包括支援センター運営協議会においては、公募による被保険者代表に委員として就任していただいております、今後とも市民参加による運営に努めていきます。(高齢介護課)

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

本市においても、高齢者・退職者の生きがいがづくりや社会活動参加にむけた支援への取り組みとして、交野市星友クラブ連合会やシルバー人材センターへの補助・支援施策をはじめ、介護予防スポーツ講習会事業の拡大、社会福祉協議会・ボランティアセンターにおける各種地域福祉活動の取り組みやボランティア活動者養成事業などとの連携・支援等を積極的に行ってまいります。

(高齢介護課)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

本市においては平成17年10月から、他市に先駆けセーフティネット支援対策等事業を取り入れ、積極的な取り組みを進めています。平成20年度においても引き続き就労支援体制を取り、保護世帯の自立につながるよう、基本的人権尊重の立場から自立支援体制の充実に取り組んでまいります。(社会福祉課)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V感染者ならびにA I D S患者については、所轄である四條畷保健所と連携し、保健所に

において無料で検査・相談を実施しているところですが、今後も連携を取りながら、特に若年層への感染予防の啓発に努めていきます。(健康増進課)

## 5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

### (回答)

本市においては、延長保育は公私立ともに全園で実施済みであり、ファミリーサポート事業は平成19年7月よりファミリーサポートセンターを設置し委託により実施しています。また平成20年1月より、子育て支援の拠点として交野市地域子育て支援センターを開設し、相談業務や情報提供・講習会等の事業展開を行っています。その他の施策については、当面ファミリーサポートセンターの活用で対応しています。病児保育については医療機関と協議してきましたが、施設の確保等ができない状況であり実施していません。しかし、今後も医師会と協議していきます。

子育て支援制度については所管官庁の違いから担当課が複数となっているため、連携等の強化により対処しています。今後は事業の統合・整理等も含めて検討していきます。(こども室)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

### (回答)

雇用や労働条件等については、職場と協議するとともに組合とも合意を得ることを前提としており、今後ともこの方針を継続していく考えです。人材育成については、研修等に積極的に参加することにより、職員の資質向上を図れるよう機会確保等に努めています。(こども室)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

### (回答)

本市においては放課後の子ども居場所対策として、平成19年度より週1回市内4小学校で校庭を開放し、子どもたちが遊びや運動のため自由に過ごせる場を提供しています。平成20年度には市内全小学校で開催できるよう取り組んでいます。

交野市放課後児童会は、平成17年4月の条例・施行規則の施行により有料化及び開設時間の延長を行いました。本市においては、本事業の根拠法令である児童福祉法に規定される対象年齢の「おおむね10歳未満」を超えて小学校4年生まで受け入れているため、現状で対象の拡大を行う予定はありません。昨年度は学校の余裕教室の拡大や学校内の新設工事を行いました。また、今年度も余裕教室1室を拡大し環境の整備面の改善を図っており、平成21年までの目標であった12ヶ所開設680人受け入れという「交野市次世代育成支援行動計画」の児童受け入れ環境を達成したところです。今後とも児童数増加等に対応するため、環境の整備・事業に取り組んでいきたいと考えています。(青少年育成課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

子どもの居場所づくりとして、平成19年度より1施設に安全管理員を3名以上配置させ、中学校ブロックに各1校の小学校を選び、4小学校で週1回水曜日に校庭の開放を行っています。また、平成20年度には全小学校で開催できるよう取り組んでいます。

子どもの安全対策として、10小学校区すべてに「子どもの安全見守り隊」をPTA中心に設置し、登下校時のパトロールを実施しています。

「子ども110番」についても、平成19年12月31日時点で2,344世帯に運動用旗を配布しており、「動く子ども110番」として市公用車にもステッカーを貼り、子どもたちの緊急時に備えています。また、昨年度より引き続き「子どもの安全パトロール」として、教育委員会・青少年指導員会・青少年健全育成連絡交野市民会議が連携し、青色回転灯を点灯させた車2台で市内全域のパトロールを行い、さらなる子どもたちの安全確保に努めています。(青少年育成課)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

本市においては、平成17年度より進路選択支援相談事業を始め相談窓口を設置し、学ぶ意欲がありながら経済的理由等により進学をあきらめたりすることのないよう相談員が適切なアドバイスをしています。また、各中学校においても3年生全員に「進路のてびき」を配布し、奨学金等の周知も含めた進路指導を行っています。

就学援助について、本市では生活保護の基準に準じ認定額の設定を行っています。認定にあたっては物価の上昇率などを勘案し、また保護者の特別な事情がある場合はその点も考慮して適正

に運用を行っています。なお、援助額としては、学用品費・通学用品費等は国基準額であり、修学旅行費については実費を援助しています。(学校管理課)

## 6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

### (回答)

本市では、平成14年度から大阪府の「人権ケースワーク事業」を実施しており、相談を通じての人権救済事業に努めています。今後さらに相談員の能力向上に努めるとともに、様々な相談内容に対応できる体制を構築していきたいと考えています。(市長公室人権政策担当)

## 7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

### (回答)

本市では平成10年に行動計画を策定し、取り組みを進めているところです。本年度は行動計画の進捗状況を把握し、今後の取り組み内容を充実させていきたいと考えています。

(市長公室人権政策担当)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

### (回答)

「交野市男女共同参画行動計画」は男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき作成したものです。今後法制度の改正があれば、内容の見直しを進めていきたいと考えています。

(市長公室人権政策担当)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック

ク・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

女性相談は、月1回、曜日を決め実施しています。また、人権相談のなかでも女性相談に応じており、毎日相談を受ける体制を作っています。これらの市民への周知は広報を通じて行っているところです。相談員についても、研修講座等に参加してスキルアップを行っています。

(市長公室人権政策担当)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「交野市次世代育成支援行動計画」に基づき普及啓発を図るとともに、国が行う「ファミリーフレンドリー企業表彰」の施策などを市内企業者に周知啓発します。

(商工観光課)

## 8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市においては、公用車のエコドライブと職員通勤時のノーマイカーデーを環境マネジメントシステムによって推進しています。また、このシステムによって、市役所に出入りする業者や常駐業者にも地球温暖化対策を実施してもらうように働きかけています。本市が導入したシステムは、市民の監査によって実効性を担保しており、市民監査員が本市の取り組みを地域に発信する役割も担っています。市内で最大の事業所である市役所が率先して地球温暖化対策を進めることで、地域に地球温暖化対策の取り組みを展開します。

(環境保全課)

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

## (回答)

本市において、夏季には執務室の温度を28度と高めに設定し、「星のまちエコスタイル」で対応して空調機からの廃熱等の発生抑制に努めています。また、雨水を利用して学校などの校庭に散水をして地表温度を下げる打ち水などを推進しています。さらに、建築物の新築や改築などの際にその敷地内に緑を確保する建築物の緑化制度があります。この制度により、建築主等に対し敷地内における地表部や建築物の屋上に効率よく緑を確保する計画の届出が義務付けられ、本市においては、その内容について指導・助言・審査等、大阪府と連携して行っています。

(環境保全課)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

## (回答)

市民・事業者と協働で環境フェスタを開催しており、フェスタの内容のひとつとして大阪府と連携し地球温暖化対策を啓発しています。また本年度より、市民との協働による環境マネジメントシステムの運用を始めました。環境マネジメントシステムの要求項目のなかに、公用車における環境影響の低減や通勤時の直接的環境影響の低減があります。環境マネジメントシステムの運用によって、エコドライブの取り組み強化とともにマイカー利用抑制による公共交通機関への乗り換えの促進を進めています。

(環境保全課)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

## (回答)

ごみのリサイクルに関しては、平成20年2月からプラスチック製容器包装ごみの分別収集が始まり、約5%のリサイクル率増加が見込まれます。

また、市民が独自に集団回収を行いごみのリサイクルに努めていますが、集団回収の奨励と実績把握のため、交野市4R市民会議と協働で啓発物品の配布を行っています。リサイクルの推進・ごみの減量化については、生ごみの水切りの徹底や紙ごみの分別の推進など広報等を通じて行っていますが、さらなるごみの減量とリサイクルの徹底を図るため、今後も引き続き啓発活動を行っていきたいと考えています。

(環境型社会推進室)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理

を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物不適正処理対策については、大阪府が規制及び指導の権限を有していますので、事案が発生したり発生する恐れが生じた場合は府の担当部署に連絡し、対応を依頼しています。

不法投棄対策として、全国市長会が平成19年5月30日(水)～6月5日(火)の期間で全国一斉に実施している「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に合わせて、本市でも『美しい、歴史ある交野を残そう』を標語として「交野市ごみ不法投棄監視ウィーク」を実施し、職員等による不法投棄監視パトロール、ポスター・看板設置、広報紙掲載等による普及啓発及び不法投棄多発箇所の清掃美化活動等を行い、防止に努めました。(環境型社会推進室)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

水環境を守るためには、各家庭からの排水がどのような経路をたどり河川など公共水域に流れ出すのかを知ってもらうことから始め、河川等への汚濁の負荷を低減する工夫が必要であるとの意識が芽生えるような啓発活動が必要です。そこで、昨年9月と10月の2回にわたり「川」と「生活排水」をテーマとし、市民対象に環境講座を実施しました。身近な物資が河川等を汚すことをフィールドワークや実験を通して認識してもらいました。なお、大阪府は2月を生活排水対策推進月間と位置づけています。(環境保全課)

## 9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

市「地域防災計画」については、「大阪府地域防災計画」をもとに今年度修正しました。今後の修正については、大阪府の指導のもと防災対策の推進に努めていきます。

災害時用の食糧については、大阪府被害想定による必要数に応じて備蓄していきます。

定期的な地域住民参加の防災訓練については、自主防災組織を中心とした訓練実施について協力しています。(市長公室防災安全担当)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から

84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

昭和56年に建築基準法の根本的な見直しで耐震規定が大改訂（新耐震基準）されました。本市の公立学校の大半はそれ以前の建築が多く、耐震化率が低い原因となっています。児童・生徒の安全を図るため、耐震化できるよう鋭意努めており、平成18年度からおおむね10年を目途に学校施設の耐震化率100%をめざしています。(学校管理課)

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

スポーツ施設におけるAEDは設置済みです。(社会教育課)

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

休耕地は個人の所有地であり、所有者の要望があるものについては、現地を確認し対応しています。(農とみどり課)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりについては、警察の管轄であるため市としての回答はできませんが、関連の違法駐車防止対策については、交野市交通安全対策協議会を中心に枚方警察署や関係機関と連携し「迷惑駐車追放合同パトロール」を実施するなど、違法駐車防止を推進しているところで、今後も継続・強化に取り組めます。(道路河川課)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持す

る際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市は平成14年3月に交通バリアフリー法に基づく「JR河内磐船駅・京阪河内森駅周辺地区整備基本構想」を策定し、この基本構想をもとに平成14・15年度には国・府とともに鉄軌道事業者へ補助金を交付しJR河内磐船駅にエレベーターを設置したほか、京阪河内森駅付近の歩道の改良工事等を実施しました。また、現在においてもJR星田駅におけるエレベーター設置にむけ取り組んでいるところです。

バリアフリー化等の設備に関する費用の助成については、本市の逼迫した財政状況を鑑みましても非常に困難であると言わざるを得ない状況ですが、財政健全化の推進ならびに関係機関との調整も図りながら、バリアフリー基本構想等に基づく事業の実施に努めていきます。

(都市計画課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

道路交通法上自転車は車両扱いであり、道路では左側通行となっています。また、本市においても「自転車・歩道」や自転車に乗って渡れる横断歩道も徐々に設置されている状況です。

道路交通法上自転車は、自転車歩道では車道側を歩行者の迷惑にならないように通行し、横断歩道については押し渡すよう定められていますが、自転車レーン付きの横断歩道については、自転車専用部分では乗ったまま渡ってよいと認められていますので、歩行者と自転車双方が法を遵守することが肝要であると考えます。

しかし歩行者と自転車の接触事故があるのは事実であり、本市においては交通安全教育として、幼児対象の歩行訓練、小学生対象の自転車教室、高齢者対象の自転車交通安全教室等を計画的に実施し、接触事故・交通事故防止に努めています。なお要望の自転車専用レーンについては、今後の研究課題であると考えています。

(道路河川課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドやレンタサイクルについては今後の課題と考えており、研究してまいります。

(道路河川課)